

「資格情報のお知らせ」について

マイナ保険証の保有者をご自身の加入者資格情報等を簡易に確認できるほか、加入者情報などの登録完了を被保険者様等にお知らせするため、資格確認書交付対象者を含む全加入者に対して交付いたします。

レイアウトイメージ



記載事項	
<ul style="list-style-type: none"> 被保険者記号、番号、枝番 氏名、フリガナ 資格取得年月日、交付年月日 発効年月日、有効期限、負担割合(70歳以上の加入者のみ) 保険者番号、保険者名 発行通番、発行年月日 ※記載事項は変更になる場合があります。 	<ul style="list-style-type: none"> A4サイズの紙です。 マイナ保険証にて医療機関等を受診する際に、機器の故障等でマイナ保険証利用ができないときに、右下を切り取ってマイナ保険証と併せて提示してください。(「資格情報のお知らせ」のみで医療機関等に受診はできません) 当組合へ各種申請等を行う際に、記号・番号が必要です。事業所記号・被保険者番号等をご確認いただけます。 マイナポータルで確認できる「医療保険の資格情報」でも代用可能。

「健康保険証」について

令和6年11月29日以前の交付年月日の被保険者証は、経過措置期間として令和7年12月1日までご利用いただけます。令和7年12月1日までに資格喪失等した場合は返納してください。

※令和7年12月2日以降は返納不要です。

マイナポータルの資格情報の確認方法

スマートフォンをお持ちの方は、マイナポータルの資格情報画面でご自身の健康保険の資格情報を把握できるほか、オンライン資格情報等システムが使用できない医療機関等の場合、マイナ保険証とともに提示いただくことで医療機関等を受診することができます。

ログイン方法
(アプリをダウンロードする必要があります)



マイナンバーカードを準備して

- 1 お持ちのスマートフォンで「マイナポータル」にログイン
- 2 「証明書」で「健康保険証」を選択する
- 3 健康保険証情報のページが表示されます。資格情報が表示される → 登録済み
赤字で「未登録」と表示される → 未登録

問合せ	組合本部 適用課 TEL 03-3663-1361(代)	城西支部 適用係 TEL 03-3342-8821(代)
	城南支部 適用係 TEL 03-5537-2400(代)	城北支部 適用係 TEL 03-3980-1501(代)

ご確認ください!

資格確認書・資格情報のお知らせ・健康保険証について



「資格確認書」について

マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナ保険証を取得していても諸事情(施設や介助者に預ける場合など)により利用できない方、またはマイナ保険証利用登録をされていない方などは、当組合から交付する資格確認書を提示すれば、保険診療を受けることができます。

令和6年12月2日以降の新規加入者

資格取得届などによる申請に基づき、事業主を経由して、マイナ保険証をお持ちでない方に交付します。任意継続被保険者の方については、当組合から直接被保険者の方へ交付します。

令和6年12月1日以前の加入者(健康保険証をお持ちの方)

健康保険組合へ提供されるマイナ保険証の保有状況を確認し、マイナンバーカードをお持ちでない方などに一斉交付します。(令和7年11月頃予定)

掲載面	記載事項
表面	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者記号、番号、枝番 氏名、性別、生年月日 本人、家族の種別 資格取得年月日、認定年月日 被保険者氏名(被扶養者のみ) 負担割合、発効年月日(70歳以上の加入者のみ) 発行NO.、交付年月日 有効期限 保険者番号、保険者名、保険者所在地、電話番号
裏面	<ul style="list-style-type: none"> 住所欄 備考欄 注意事項欄 臓器提供意思表示欄

※ 臓器提供に関する意思表示を希望する場合は、下記に入力してください。なお、臓器を提供する場合は、別途、本人の自筆による署名等が記載された書面による意思表示が必要となります。

□1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいづれでも、移植の為に臓器を提供します。

□2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

□3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、チェックをつけてください。》

[心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球]

マイナ保険証のメリット

- ▶ 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- ▶ 就職や転職後の健康保険証の切り替え・更新が不要になります。
- ▶ マイナポータルで医療費通知情報等を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- ▶ 受診者が医療関係者と診療・薬剤情報を共有することで、適切な治療が受けられ、投薬の重複を避けることができます。

